

婚姻届

令和元年5月1日届出

長野県飯山市 長 殿

婚姻届の書き方と注意

☆ 届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。

みほん

字訂正
字加入
字削除

届出印

飯山

中野

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(よみかた)	夫になる人		妻になる人		
	いいやま氏	たろう名	なかの氏	はなこ名	
氏名	飯山	太郎	中野	花子	
生年月日	平成2年7月1日		平成4年9月30日		
住所	長野県飯山市大字飯山		夫に同じ		
住民登録をしているところ (よみかた)	1, 234番号		番地番号		
	いいやま いちろう				
	世帯主の氏名 飯山市郎		世帯主の氏名 夫に同じ		
本籍	長野県飯山市大字飯山		長野県中野市中央1丁目		
外国人のときは 国籍だけを書いてください	1, 110番1		123番		
	筆頭者の氏名 飯山市郎		筆頭者の氏名 中野五郎		
	父 飯山市郎	続き柄	父 中野五郎	続き柄	
父母の氏名 父母との続柄	母 乙子		長男	母 甲子	二女
他の養父母は その他の欄に 書いてください					
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏	新本籍 (左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
	☐ 妻の氏	長野県飯山市大字飯山 1, 110番1			
同居を始めたとき	平成12年12月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください		
初婚・再婚の別	夫 ☒ 初婚 ☐ 再婚	☐ 死別 ☐ 離別	年 月 日	妻 ☒ 初婚 ☐ 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別	年 月 日
同居を始める 前の夫妻のそれぞれ の世帯のおもな仕事と	夫 ☐ 妻 ☐	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	夫 ☒ 妻 ☐	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
	夫 ☐ 妻 ☐	3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 ☐ 妻 ☒	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 ☐ 妻 ☐	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫 ☐ 妻 ☐	6. 仕事をしている者のいない世帯			
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業		
その他	この婚姻に同意する 父 中野五郎 母 中野甲子 ……妻が未成年の場合				
	父の養父 飯山二郎 ……養父がいる場合				
届出人 署名 押印	夫 飯山太郎		妻 中野花子		
事件簿 番号					
連絡先	電話 (62) 0123 番 自宅・勤務先・呼出 方				

証人		
署名 押印 生年月日	山ノ内 昭夫	山ノ内 和子
	昭和36年7月11日	昭和38年3月27日
住所	長野県飯山市大字木島	長野県飯山市大字木島
	234番号	234番号
本籍	長野県飯山市大字木島	長野県飯山市大字木島
	234番	234番

- 1 持参するもの
婚姻届及び戸籍謄本
届出人（夫と妻「旧姓」）の印鑑（ゴム印は使用できません）
転出証明書……………婚姻届と同時に飯山市に転入届をする方

- 2 婚姻届に必要な書類（飯山市に届出する場合）

本籍	届書通数	添付書類
夫 飯山市 妻 飯山市	1通	必要なし
夫 飯山市 妻 他所	1通	妻の戸籍謄本1通
夫 他所 妻 飯山市	1通	夫の戸籍謄本1通
夫 他所 妻 他所	1通	夫と妻の戸籍謄本 各1通

- 3 届出人
夫と妻が証人（2人）の記入をうけて届出します。

- 4 本人確認
平成15年12月1日(月) から婚姻・協議による離婚・養子縁組・協議による養子離縁・転籍届については本人確認を行っています。来庁する方（届出人または使者）の身分証明書を提示してください。

◎身分証明書とは
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（有効期間内のものに限る）

- 4 証人
証人は20歳以上の人（どなたでも結構です）2名に署名、押印をしてもらってください。別々の印鑑を使用してください。

- 5 その他
夫あるいは妻になる人が未成年のときは、父母が同意したうえで署名、押印が必要です。

☆ 不明な点は、飯山市役所市民課（Tel0269-62-3111 内線151）までお尋ねください。